

山口県報

平成23年
8月12日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(自然保護課)	四
解除予定保安林(上関町)(森林整備課)	四
○公告	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
平成二十三年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)	五
○公安委告示	六
警備員指導教育責任者講習の実施	六
技能検定員審査の実施	八
教習指導員審査の実施	一
指定講習の廃止の許可	一
○監査公表	四
監査公表	四

山口県告示第三百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す



る。
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年八月十二日から同年九月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月十二日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

沈殿池			"				凝集沈殿槽				"				中和槽				
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
八・四	"	八	"	八・四	"	八	"	八・四	"	"	"	九	"	"	"	一〇	"	四	"
"	"	二、九	"	九、七	"	二、九	"	一〇、七	"	二、九	"	一〇、七	"	"	"	二、九	"	五、三	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	二二	"	二二	"	二二	"	二二	"	"	"	"	"	二二	"	"	"	"	"
"	"	一八	"	一六	"	一八	"	一六	"	"	"	"	"	一〇、〇〇〇	"	三、〇〇〇	"	三、〇〇〇	"
一、〇〇〇	"	六、〇〇〇	"	二五	"	一、〇〇〇	"	二五	"	"	"	"	"	四、〇〇〇	"	六、〇〇〇	"	五、〇〇〇	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五〇	"	"	"	"	"
"	"	八〇	"	七七	"	八〇	"	七七	"	"	"	"	"	八〇	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	〇・四	"	"	"	"	"	三六	"	"	"	"	"
"	"	五〇	"	一・一	"	五〇	"	一・一	"	"	"	"	"	六九	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一四	"	五〇	"
"	"	一、八四一	"	四、二九四・八	"	四、六六四	五、八六七・八	六、三五七八	六、六五八・六	七、一四八・六	六、六五八・六	七、一四八・六	六、六五八・六	七、一四八・六	四、一二六	四、六二六	四、一二六	四、六二六	二九〇
三、〇一一・一	一七、五七・一	三、〇一一・一	一六、四一六・一	二、八五・一	一七、五七・一	三、〇一一・一	一〇、八三六・一	二、八五・一	二、九六二・一	三、〇一一・一	七、三三三・一	八、三三七・一	七、三三三・一	八、三三七・一	四、六二六	五、六四一	四、六二六	五、六四一	三六〇



(二五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年九月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 高根「SATOYAMA」再生プロジェクト

代表者の氏名 大杉 信雄

主たる事務所の所在地 岩国市錦町宇佐郷一二五番地の二

三 定款に記載された目的

岩国市錦町高根地域及び周辺地域の人工林などへの自然環境整備を行い、先人の知恵を受け継ぎながら、地区の特産物の販売や、観光客誘致による利益を、絶滅危惧種に類する植物の育成、繁殖に充て、昔の光景を取り戻し、あるべき里山の姿の再生に寄与すること。

(二五九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年九月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPO未来やまぐち

代表者の氏名 磯野 恭子

主たる事務所の所在地 岩国市旭町一丁目一番二二号

(二六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年四月一日山口県公告(八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祢

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六一) 平成二十三年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十三年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月十二日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター 農業研修部

三 美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
開催期間

四 平成二十三年十一月七日(月曜日)から同年十二月七日(水曜日)まで
受講者の定員

五 講習に係る家畜の種類
牛 十五人

六 講習科目

実 習	区 分		科 目
	一般科目	専門科目	
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	

七 受講申込書の提出期限
平成二十三年十月七日(金曜日)

八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地在管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料
一万八千四百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。
の収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三三四四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

山口県公安委員会告示第四十四号



警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十二日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)
平成二十三年九月十二日(月曜日)から同月十五日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)
平成二十三年九月十五日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。(第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

工 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十三年八月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) (一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)(、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)(

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇内線三〇一七)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十三年九月十二日(月曜日)から同月十五日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十三年九月十五日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)(

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十三年八月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
- (二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千元、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第四十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。
平成二十三年八月十二日 山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十三年九月十二日(月曜日)及び同月十三日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額

一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三	教則の内容となっている事項	二千五百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十三年九月十三日（火曜日）及び同月十四日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十三年八月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

備考	(一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。） 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。 七 審査手数料 二千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。		
審査細目	減ずる額		
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円		
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円		
三 教則の内容となっている事項	千九百円		
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円		
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円		
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円		
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。		

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

審査細目	減ずる額
<p>(一) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。</p> <p>一 審査の種類</p> <p>技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)</p> <p>二 審査の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十三年九月十四日(水曜日)及び同月十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで</p> <p>(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間</p> <p>平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先</p> <p>山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類</p> <p>(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)</p> <p>(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面</p> <p>(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)</p> <p>六 運転免許証の提示</p> <p>審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。</p> <p>七 審査手数料</p> <p>一万四千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。</p>	

<p>一 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>二千五百円</p>	
<p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>二千二百五十円</p>	
<p>三 教則の内容となつてゐる事項</p> <p>一千五百円</p>	
<p>四 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>一千五百円</p>	
<p>五 技能検定の実施に関する知識</p> <p>一千五十円</p>	
<p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>二千円</p>	
<p>備考</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。</p>	
<p>八 その他</p> <p>(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。</p> <p>(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。</p>	
<p>一 審査の種類</p> <p>技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)</p>	
<p>二 審査の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十三年九月十五日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで</p> <p>(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p>	
<p>三 審査申請書の受付期間及び時間</p> <p>平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p>	
<p>四 審査申請書の提出先</p> <p>山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p>	
<p>五 提出書類</p>	

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
- 二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第四十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年八月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十三年九月十六日(金曜日)及び同月二十日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年九月二十日(火曜日)及び同月二十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

五 提出書類

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

審査細目	減ずる額
一 審査の種類	
教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引) 二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十三年九月二十一日(水曜日)及び同月二十二日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター 三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課 五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。 七 審査手数料 九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をなすこと。	

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類	
教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種) 二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十三年九月二十二日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター 三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十三年八月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課 五 提出書類	

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示するもの。
- 七 審査手数料
一万三千三百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないもの。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	一千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千七百五十円

備考
大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一千九百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求するもの。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三—二九〇〇）に求めるもの。

山口県公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、次のとおり指

定講習機関が行う特定講習の廃止を許可した。

平成二十三年八月十二日

山口県公安委員会

- 一 指定講習機関の名称
財団法人山口県交通安全協会
- 二 特定講習の種類
普通免許に係る初心運転者講習
- 三 廢止年月日
平成二十三年八月三日



監査公表第七号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり水谷壽延の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成23年8月12日

山口県監査委員 神田 忠二郎
同 石津 敏 樹

第1 監査の請求

岩国市室の木町1丁目4番28号 水谷壽延から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事及び山口県議会議員に関する措置請求の要旨

山口県議会議員（1名）は、十数年前から政務調査費でカレンダーを作成し、住民に配布していた。公職選挙法違反の疑いが濃いカレンダーの作成に係る費用を政務調査費で支払っていただけでなく、収支報告書では県政報告と偽って記載する不法行為を行っていたことから、最低でも十年遡ったカレンダーの作成に係る政務調査費は県に返還する義務がある。

しかしながら、当該議員は、政務調査費のうち広報費を5年分しか返還しておらず、更に5年遡ったカレンダーの作成に係る広報費350万円は政務調査費を不正に受給したものと考えられる。

この政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実、違法又は不当に財産の管理を怠る事実が該当するものであり、当該議員に対して、不正受給した政務調査費の返還

を求めない山口県知事及び議員の政務調査費の用途に関する調査権を有する山口県議会議長に対して、損害賠償請求権の不行使という事実を対象として監査を請求する。

第2 監査の結果
上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛で通知した。

平 23 山 監 査 第 74 号
平成23年(2011年)8月12日

水 谷 壽 延 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成23年6月21日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成23年6月21日に請求を受理した。

2 監査委員の除斥

監査請求の対象事項が山口県議会議員(以下「議員」という。)に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された塩崎久雄監査委員及び岡村精二監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。

3 監査の実施

(1) 監査の対象者
監査は、山口県議会議事務局長を対象として実施した。

(2) 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、請求において平成12年度から平成16年度までの間にカレンダーの作成に係る費用を政務調査費で支払ったとされる議員(以下「当該議員」という。)を関係人として調査を実施した。

(3) 証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年7月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が陳述を行った。なお、新たな証拠は提出されなかった。

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 請求の内容について

新聞記事によると、当該議員は交付を受けた政務調査費のうち5年分の広報費を戻に返還しているが、10年前から政務調査費でカレンダーを作成していたとされていることから、更に5年遡ってカレンダーの作成に係る政務調査費を返還することが妥当と考えている。

イ 政務調査費の不正受給を主張する年度及び費目について(監査委員からの確認)

政務調査費の不正受給を主張する年度及び費目は、平成12年度から平成16年度までの広報費のうちカレンダーの作成に係る部分である。

ウ 政務調査費の不正受給を主張する金額について(監査委員からの確認)

請求書に記載されている政務調査費の不正受給の合計額350万円は計算の誤りであり、正確には各年度73万円分の5年分の合計額365万円である。73万円は当該議員が返還した政務調査費の内訳書から請求人が算出したものである。

エ カレンダーの作成に係る費用を政務調査費で支払ったという根拠について(監査委員からの確認)

根拠は報道以外にはない。

(4) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面及び請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

当該議員は、十数年前からカレンダーを住民に配布していた。この行為は公職選挙法に違反する疑いがある。

当該議員は、平成12年度から平成16年度までの間、当該カレンダーの作成に係る費用を政務調査費等で支払い、これを県政報告と偽って収支報告書等に記載して提出することにより、この間に交付を受けた政務調査費等のうち365万円を不正に受給したものである。

当該議員の行為は不法行為に該当するものであり、当該不法行為により生じた損害賠償請求権を行使しないことは違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当する。

よって、山口県知事及び山口県議会議長に対して、当該損害賠償請求権を行使するよう請求するという主張

(5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、当該議員が平成12年度から平成16年度までの5年間に交付を受けた政務調査費等による支出のうち広報費の支出を監査の対象事項とした。

なお、山口県議会議長は政務調査費等の返還を請求する権限を有しないため、住

4 民監査請求の対象となる職員等に当たらない。
監査の結果

監査の対象事項に掲げる請求人の主張は、次の理由により認めることができないものと判断する。

(1) 政務調査費等による支出に関する書類について

県は、平成12年度まで県議会の各会派に対する県政調査交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、県政に関する調査研究に要する経費として県政調査交付金（以下「交付金」という。）を県議会の各会派に交付していた。

交付金の交付を受けた各会派の代表者は、要綱第5条の規定により、交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに交付金に係る収支決算書を知事に提出しなければならぬこととされていた。

また、平成13年度からは政務調査費の交付に関する条例（平成13年山口県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、議員に対して政務調査費を交付している。

議員は、条例第7条第1項の規定により、政務調査費の交付を受けた年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に政務調査費に係る収入及び支出を記載した収支報告書を議長に提出しなければならず、議長は、条例第11条第1項の規定により、提出された収支報告書を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとされている。

また、議員は、条例第8条第1項の規定により、政務調査費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿及び証拠書類等を整理し、同条第2項の規定により当該書類を政務調査費の交付を受けた年度の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととされている。

なお、政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号）第3条の規定によると、政務調査費のうち広報費の対象となるものは、広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費である。

(2) 確認された事実

平成12年度の県政調査交付金の交付に係る文書、当該議員が所属していた会派から提出された平成12年度に交付された交付金の収支決算書は、山口県議会事務局処務規程（昭和44年山口県議会訓令第1号。以下「処務規程」という。）第26条第1項第3号に規定する5年間の保存期間の満了により既に廃棄されていた。

また、平成13年度から平成16年度までの政務調査費の交付に係る文書、当該議員

から提出された政務調査費の収支報告書についても、処務規程第26条第1項第3号及び条例第11条第1項に規定する5年間の保存期間の満了により既に廃棄されていた。

このことから、平成12年度から平成16年度までの間、当該議員がカレンダールの作成に係る費用を政務調査費等で支払い、これを県政報告として収支報告書等に記載して提出していたことは確認できなかった。

さらに、関係人の調査の結果、平成12年度から平成16年度までの間、カレンダールは作成していたが、平成13年度から平成16年度までの政務調査費の支出に係る証拠書類等は、条例第8条第2項に規定する5年間の保存期間の満了により既に廃棄しているため、当該期間中のカレンダールの作成に係る費用に対する政務調査費の充当については不明であるとのことであった。

なお、平成12年度には、議員個人に対する政務調査費等の交付は行われていなかったことを確認している。

(3) 判断

請求人は、当該議員が、平成12年度から平成16年度までの間、カレンダールの作成に係る費用を政務調査費等で支払い、これを県政報告と偽って収支報告書等に記載して提出することにより、この間に交付を受けた政務調査費のうち365万円を不正に受給したと主張する。

平成12年度から平成16年度までの間の政務調査費等の支出に係る証拠書類等は既に保存期間の満了により廃棄されており、当該議員がこの間にカレンダールの作成に係る費用を政務調査費等で支払った事実を認定するに足る資料を確認することができず、このことから当該議員が政務調査費の使用基準に定める用途以外に使用したとみなすことはできないから、政務調査費等を不正に受給し県に損害を与えたという事実は認められない。

よって、知事が違法又は不当に損害賠償請求権の行使を怠っていると請求人の主張は理由がないと判断する。